

三朝町安心ファミリーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民一人ひとりが性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々が安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、鳥取県が実施する「とっとり安心ファミリーシップ制度」に基づいて鳥取県から交付された受理証明書、携帯用カード等を提示した者に対し町が提供する行政サービス等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性に限らない者、性自認（自己の属する性別についての認識をいう。）が戸籍上の性と一致しない者、自身の性を認識していない者等をいう。
- (2) ファミリーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップルが互いを人生のパートナーとして認め合い相互に協力し合う関係又はその子や親と一緒に家族として協力し合う関係をいう。
- (3) 受理証明書 鳥取県が、ファミリーシップ関係にある者から受けた当該ファミリーシップ関係に関する届出を受理したことを証明する書面をいう。
- (4) ファミリーシップ関係行政サービス等 行政手続、公共施設におけるサービスその他の町による物品又は役務の提供（以下「行政サービス等」という。）であって事実婚関係にある者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。以下同じ。）に対して提供されるもののうち、町がファミリーシップ関係にある者に対しても提供することが適当と認めるものをいう。

(ファミリーシップ関係行政サービス等の提供)

第3条 町は、受理証明書を提示した者に対して行政サービス等を提供する際に、事実婚関係にある者と同様の取扱いをするものとする。ただし、法令上の制約、事務的な支障その他の困難がある場合は、この限りでない。

(ファミリーシップ関係行政サービス等の一覧)

第4条 町は、利用可能なファミリーシップ関係行政サービス等の一覧を作成し、町の公式ウェブサイト等で公表するものとする。

2 町は、必要に応じてファミリーシップ関係行政サービス等の一覧の見直しを行うものとする。

(連携及び協力)

第5条 町は、ファミリーシップ関係にある町民が安心して暮らせる社会環境の整備を図るため、県、他の市町村、事業者、団体等と連携・協力するものとする。

(啓発及び教育)

第6条 町は、多様な性や価値観を持つ住民が、互いに尊重し合い、差別や偏見に基づく不当な扱いを受けることをなくするため、啓発や教育活動を推進するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、三朝町安心ファミリーシップ制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。